

18歳から大人に!

こんなトラブルに気をつけて!



伊勢市
消費生活センター

伊勢市消費生活センター(市役所東館・3階 商工労政課内)(☎21-5717 FAX 22-5014)

相談日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00・13:00～16:00

5月は
消費者
月間

令和4年度「消費者月間」の統一テーマ

考えよう! 大人になるとできること、気をつけること～18歳から大人に～

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳へ引き下げられ、「18歳から大人」になります。大人になると、クレジットカードを作る、スマートフォンを購入する、アパートを借りるなどの契約を、親の同意なく一人でできるようになります。しかし、一度結んだ契約は簡単には取り消せません。契約は慎重に行い、「かしこい消費者」になることが大切です。

この機会に、周囲の大人も含め、どのようなことに気をつけたらよいか考えてみましょう。

こんなトラブルに気をつけて!

① 定期購入

事例 SNSを見てお試し500円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品が届き、2回目分の代金7,000円の請求書が入っていた。



アドバイス

- 契約内容をしっかり確認しましょう(特に安い価格の場合は、定期購入が条件であることも)
- 返品・解約の条件、注文をキャンセルできるかを事前に確認しましょう。
- 広告や申し込み画面のデータなどの記録を残しておきましょう。

② もうけ話

事例 先輩から、投資用システムの勧誘を受け、断り切れず購入してしまった。もうからずに困っていると、友達を勧誘するように言われた。



アドバイス

- 投資には必ずリスクがあります。「簡単にもうかる」、そんなうまい話はありません。
- 「お金がない」と断ると消費者ローンやリボ払いなどを勧められることがあります。「借金はしない!」ときっぱり断りましょう。

この他にも、一人暮らしをきっかけとしたアパート契約や訪問販売に関する相談や、インターネット・SNS上の消費者トラブルに巻き込まれる事例が多くなっています。



同センターは、このような消費者トラブルの相談窓口です。消費者と事業者の間で起きたトラブルについて、消費生活相談員が解決のための助言や、必要に応じてあっせんを行っています。困ったときや分からないことがあるときは、一人で悩まず気軽に相談してください。

公民館講座

新成人は 組われる!?

消費者被害予防講座

とき 6月18日(土)、10:00～11:00

商工労政課(☎21-5512 FAX 21-5651) 協力: 社会教育課

ところ いせトピア・2階 学習室3

内容 「18歳から大人」として行動できるよう、契約などに関する知識を学び、さまざまなルールを知ることが大切です。消費者トラブルに遭わないために、どのようなことに気を付けなければならないのか、一緒に考えましょう

講師 消費生活センター消費生活相談員、商工労政課職員

定員 25人(先着順)

申し込み 6月16日(木)16:00までに、氏名・電話番号を電話またはファクス・Eメールで同課(☐syouhi@city.ise.mie.jp)へ

